

## 堺市要保護児童対策地域協議会設置要綱 主な改正点



## 要支援ケースⅡ連絡会

○平成20年度の児童福祉法改正により、要保護児童対策地域協議会の対象に要支援児童及びその保護者と特定妊婦が追加された。それを受け、本市では平成25年より要支援ケース連絡会をスタート。しかし、要支援児童の対象を在宅乳幼児のみとし、それ以外の要支援児童の一部は、子ども虐待ケース連絡会の枠内で見守ってきた。

○虐待ケースが年々増加する背景をふまえて、虐待予防等の観点から保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童で在宅乳幼児以外のケースについて、**レベルに応じた支援を実施**するために、**要支援ケースⅡ連絡会を設置**することに伴い、令和3年4月1日付で同協議会設置要綱を改正。

## 実務者会議

※本市における支援対象の整理

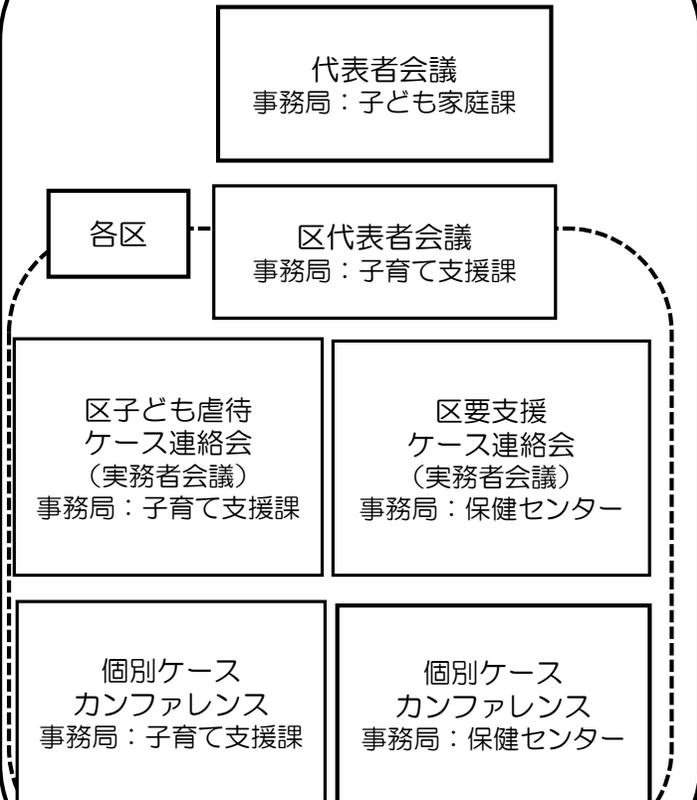
支援対象		実務者会議	事務局
区分	定義		
要保護児童 (虐待ケース)	虐待により保護者に監護させることが不適當であると認められる児童	子ども虐待ケース連絡会	子育て支援課
要支援児童	在宅乳幼児以外	要支援ケースⅡ連絡会	子育て支援課
	在宅乳幼児	要支援ケース連絡会	保健センター
特定妊婦	出産後の養育について出産前において特に支援が必要と認められる妊婦		

# 堺市要保護児童対策地域協議会設置要綱 主な改正点

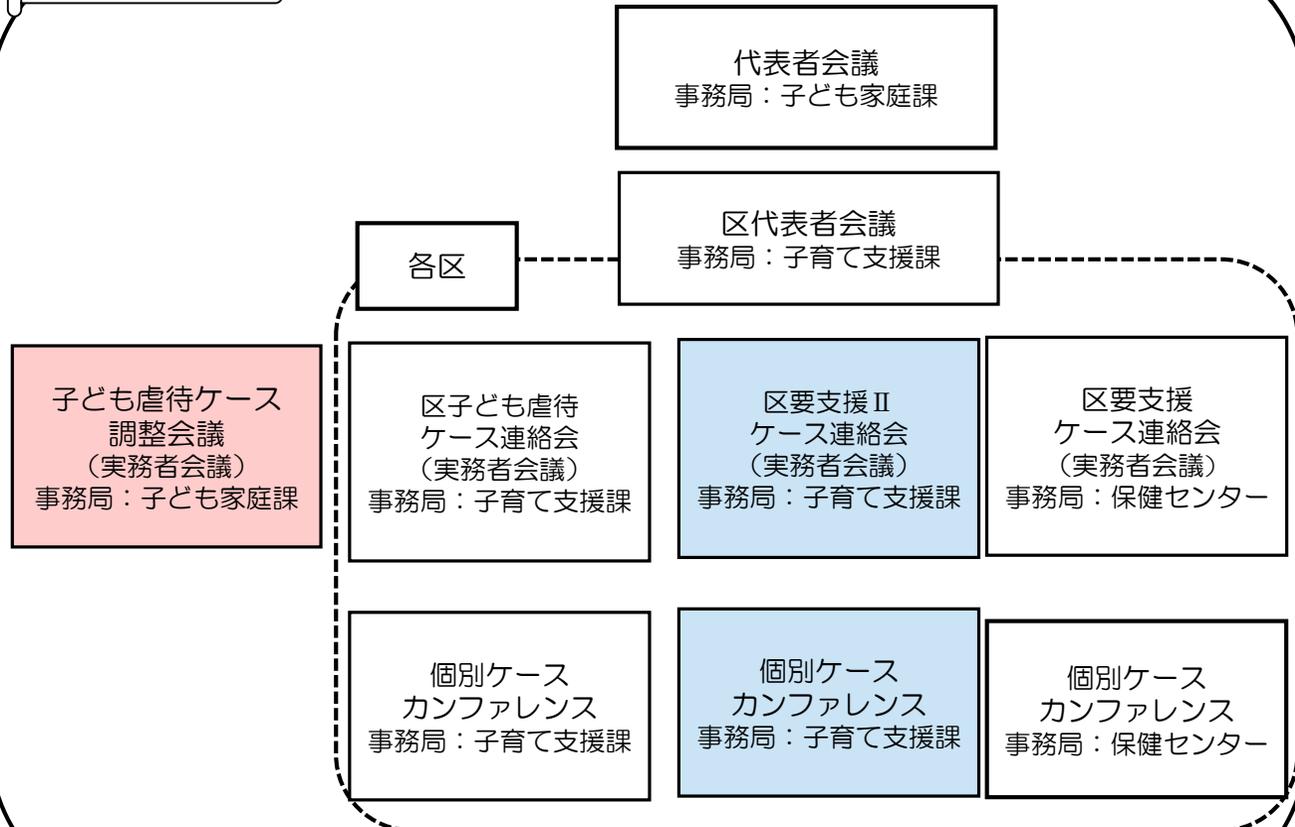


## 構造

改正前



改正後



※網掛け部分が改正箇所

# 堺市要保護児童対策地域協議会設置要綱 新旧対照表



## 改正前

### (組織)

第3条 協議会は、代表者会議、区代表者会議、実務者会議及び個別ケースカンファレンス（第10条においてこれらを「代表者会議等」という。）で組織する。

### (新設)

### (実務者会議)

第7条 各区において組織する実務者会議は、別表第5に掲げる組織から選出された実務担当者をもって構成する。

2 実務者会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 虐待ケース及び要支援ケース（在宅乳幼児及び特定妊婦に限る。以下同じ。）に関する定期的な情報交換、進行管理、主担当機関の確認、援助方針の見直し等に関すること。
- (2) 定期的な情報交換及び個別ケースカンファレンスで課題となった点の更なる検討に関すること。
- (3) 要保護児童等の実態把握及び支援を行っている事例の総合的な把握に関すること。

## 改正後

### (組織)

第3条 協議会は、代表者会議、区代表者会議、実務者会議、区実務者会議及び個別ケースカンファレンス（第11条においてこれらを「代表者会議等」という。）で組織する。

### (実務者会議)

第7条 子ども家庭課において組織する実務者会議は、別表第5に掲げる組織から選出された実務担当者をもって構成する。

2 実務者会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 新規虐待ケースに関する情報交換、アセスメント、主担当機関の確認、当面の対応方針の決定等に関すること。
- (2) その他要保護児童等に対する支援が適切に実施されるために必要な事項に関すること。

### (区実務者会議)

第7条の2 各区において組織する実務者会議は、別表第6に掲げる組織から選出された実務担当者をもって構成する。

2 実務者会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 虐待ケース、要支援ケース（在宅乳幼児及び特定妊婦に限る。以下同じ。）及び要支援ケースⅡ（在宅乳幼児及び特定妊婦を除く。以下同じ。）に関する定期的な情報交換、進行管理、主担当機関の確認、援助方針の見直し等に関すること。
- (2) 定期的な情報交換及び個別ケースカンファレンスで課題となった点の更なる検討に関すること。
- (3) 要保護児童等の実態把握及び支援を行っている事例の総合的な把握に関すること。

# 堺市要保護児童対策地域協議会設置要綱 新旧対照表



## 改正前

## 改正後

(庶務)

第12条 代表者会議の庶務は、子ども家庭課において行う。

2 区代表者会議の庶務は、子育て支援課において行う。

3 実務者会議及び個別ケースカンファレンスの庶務は、虐待ケースにあつては子育て支援課において、要支援ケースにあつては保健センターにおいて行う。

別表第3 (第6条関係)

子育て支援部  
子ども相談所  
保健福祉総合センター  
学校教育部

(新設)

別表第5 (第7条関係)

子育て支援部  
子ども相談所  
子育て支援課  
保健センター  
教育政策課  
生徒指導課

(庶務)

第12条 代表者会議の庶務は、子ども家庭課において行う。

2 区代表者会議の庶務は、子育て支援課において行う。

3 実務者会議の庶務は、子ども家庭課において行う。

4 区実務者会議及び個別ケースカンファレンスの庶務は、虐待ケース及び要支援ケースⅡにあつては子育て支援課において、要支援ケースにあつては保健センターにおいて行う。

別表第3 (第6条関係)

子育て支援部  
子ども相談所  
保健福祉総合センター  
学校教育部  
教育センター

別表第5 (第7条関係)

子育て支援部  
子ども相談所  
子育て支援課  
子ども育成課  
子ども家庭課  
生徒指導課

別表第6 (第7条の2関係)

子育て支援部  
子ども相談所  
子育て支援課  
子ども家庭課  
保健センター  
教育政策課  
生徒指導課